様式第５号（第８条関係）

農業次世代人材投資資金交付決定通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

　申請者　　　様

八頭町長　　　　　㊞

　　年　　月　　日付で申請のあった　　年度八頭町農業次世代人材投資資金については、下記のとおり決定しましたので、八頭町農業次世代人材投資資金交付要綱第８条第２項の規定により通知します。

記

１　資金の対象となるのは、　　年　　月　　日付で申請のあった青年等就農計画とし、その内容は計画書の内容欄記載のとおりとする。ただし、事業内容及び経費に変更が生じた場合は、変更申請をしなければならない。

２　資金等の額は、次のとおりとする。

　　　交 付 額　　　　　　　円

　　　交付年月　　　　年　　月　～　　年　　月

３　交付対象者は、八頭町農業次世代人材投資資金交付要綱に従わなければならない。

４　この資金に係る会計帳簿及び証拠書類は、事業完了の翌年度から起算して９年間保存しなければならない。

（注）八頭町農業次世代人材投資資金の交付を中止する場合、または、交付済の資金の返還を要する場合の要件を裏面に記載

様式第５号（裏）

１．交付を中止する場合

(1)八頭町農業次世代人材投資資金交付要綱第2条に規定する要件を満たさなくなった場合

(2)農業経営を中止した場合

(3)農業経営を休止した場合

(4)八頭町農業次世代人材投資資金交付要綱第17条に規定する就農状況報告を行わなかった場合

(5)八頭町農業次世代人材投資資金交付要綱第18条の規定による就農状況の現地確認等

により、次に掲げる場合その他適切な農業経営を行っていないと町長が判断した場合

ア　経営開始計画の達成に必要な経営資産を縮小した場合

イ　耕作すべき農地を遊休化した場合

ウ　農作物を適切に生産していない場合

エ　農業従事日数が年間150 日かつ1,200時間以下である場合

オ　町長から改善指導を受けたにもかかわらず、改善に向けた取組を行わない場合

(6) 八頭町農業次世代人材投資資金交付要綱第19条の規定による中間評価によりＣ評価相当と判断した場合

(7)受給者の前年の総所得（農業経営開始後の所得に限り、資金は除く。）が350 万円以上であった場合。ただし、その後、350万円を下回った場合は、翌年から交付を再開することができるものとする。

２．資金の返還を要する場合

(1) 八頭町農業次世代人材投資資金交付要綱第11 条第1号から第5号に掲げる要件に該当した時点が既に給付した資金の対象期間中である場合。残りの対象期間の月数分（当該要件に該当した月を含む。）の資金を返還するものとする。

(2) 虚偽の申請等を行った場合。資金の全額を返還するものとする。

(3) 八頭町農業次世代人材投資資金交付要綱第2条第1項第2号のアのただし書による交付期間中に農地の所有権の移転が行われなかった場合、資金の全額を返還するものとする。